

接続料の算定に関する研究会（第1回）議事録

1. 日時 平成29年3月27日（月） 10:00～12:10

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、池田 千鶴 構成員、酒井 善則 構成員、
関口 博正 構成員（以上、5名）

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 山下 聡 相互接続推進部長

飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 小川 成子 設備本部 相互接続推進部長

黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 古賀 靖広 理事 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

老野 隆 渉外本部 固定相互接続部 アクセス相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

永見 健一 政策委員長

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、
竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策
課市場評価企画官、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) 検討の背景及び接続料算定等の現状について
- (2) 次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集の結果の概要並びに関係事業者・団体ヒアリングの進め方について
- (3) 関係事業者・団体ヒアリング①
 - ・コロケーションルール及びその代替措置について
 - ・接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）について
- (4) 今後の進め方について

【柳迫料金サービス課補佐】 本日は、皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第1回会合を開催いたします。

本研究会の事務局を担当させていただきます、総務省料金サービス課の柳迫でございます。座長が選出されるまで進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本研究会の開催に当たりまして、総合通信基盤局長の富永からご挨拶を申し上げます。

【富永総合通信基盤局長】 富永でございます。おはようございます。皆様には、私も総務省の情報通信行政に対しまして、ご理解、ご鞭撻をいただきましてありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

今回、接続料の算定に関する研究会ということで、改めて開催させていただくことになりました。ご承知のとおり、ネットワークのIP化が進んでおりまして、現時点では2020年代の中ごろにはIP化を完成させるということで、情報通信審議会の中でその完成形や円滑な移行のあり方といったことを議論していただいています。

IP化への移行過程にあるという今の段階でございますが、やはり接続に関しましてはさまざまな課題が出てきております。今回、改めてこの研究会を開催させていただくというのは、その課題を検証していただいたり、議論していただくということでございます。

これまでも、接続料の算定に関する研究会という名前で、例えばコロケーションですとかアンバンドルですとか、さまざまなご議論をしていただき、その際には、関係事業者の方々も交えてご議論させていただきました。今回の研究会でも同様に、オブザーバーとして関係事業者の方々、それから関係団体の方々にもご出席いただきまして、直接ご意見をいただいたり、ご議論に参加していただいたりということでやっていきたいと思っています。

最終的に目指しますのは円滑な接続でございますが、さらにその先に、多様なサービスを低廉な料金で皆様に提供するといったことでございます。ご議論いただきました結果をしっかりルールとして整備していきたいと思っておりますし、またルールとして整備しなくても、事業者様で自主的に取り組んでいただけるということであれば、その方向もよからうかと思っております。

構成員の皆様方におかれましては、ご知見に基づきまして、活発にご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　続きまして、本研究会の構成員及びオブザーバーの皆様をご紹介します。

東京大学大学院工学系研究科教授、相田仁先生です。

【相田構成員】　　相田でございます。よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　神戸大学大学院法学研究科教授、池田千鶴先生です。

【池田構成員】　　池田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　東京工業大学名誉教授・放送大学特任教授、酒井善則先生です。

【酒井構成員】　　酒井でございます。よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　神奈川大学経営学部教授、関口博正先生です。

【関口構成員】　　関口でございます。よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授、辻正次先生です。

【辻構成員】　　辻です。よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　なお、本日、甲南大学マネジメント創造学部教授、佐藤治正先生はご都合がつかずご欠席でいらっしゃいます。

続いて、オブザーバーの社名・団体名を紹介させていただきます。

東日本電信電話株式会社様。

西日本電信電話株式会社様。

KDD I 株式会社様。

ソフトバンク株式会社様。

一般社団法人テレコムサービス協会様。

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様。

続きまして、総務省側出席者を紹介いたします。

巻口電気通信事業部長でございます。

【巻口電気通信事業部長】　　よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　総合通信基盤局、秋本総務課長でございます。

【秋本総務課長】　　よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】　　竹村事業政策課長でございます。

【竹村事業政策課長】　　よろしくお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】 藤野料金サービス課長でございます。

【藤野料金サービス課長】 よろしく申し上げます。

【柳迫料金サービス課補佐】 安東事業政策課調査官でございます。

【安東事業政策課調査官】 よろしく申し上げます。

【柳迫料金サービス課補佐】 堀内事業政策課市場評価企画官でございます。

【堀内事業政策課市場評価企画官】 よろしく申し上げます。

【柳迫料金サービス課補佐】 内藤料金サービス課企画官でございます。

【内藤料金サービス課企画官】 よろしく申し上げます。

【柳迫料金サービス課補佐】 それでは、議事に入る前に、お手元に配付されております資料について確認をさせていただきたいと思っております。

皆様方のお手元には、座席表、議事次第、資料1-1から1-8まで、及び参考資料1-1を配付いたしております。また、情報通信六法を置かせていただいております。ご確認いただき、不足などがございましたら事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。それでは、本研究会の開催要綱についてですが、お手元の資料1-1をご覧ください。

既に構成員の皆様には案文をお送りし、ご了承をいただいておりますので、本案のとおりとさせていただきたいと思っております。なお、開催要綱のとおり、本研究会の議事及び資料につきましては、座長が認める場合を除き公開とさせていただきます。

それでは、続きまして本研究会の座長を選任いたします。

本研究会の開催要綱では、座長は互選されるとなっておりますが、先般、事務局から構成員の皆様に対して、神戸国際大学の辻先生にお願いしたい旨、ご提案させていただいております。したがって、座長については辻先生にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳迫料金サービス課補佐】 それでは辻先生、よろしく申し上げます。

【辻座長】 それでは、ただいま座長に選任いただきました辻でございます。一言挨拶ということで。この接続料の算定に関する研究会の内容を見ていますと、今から20年前、15年前に接続制度が導入されたときの用語がずらっと並んでおりますので、そのときの様子が非常に鮮明に思い出されます。内容は同じでも、意味が非常に違います。今回はIP時代に向けた接続料ということで、世界に冠たる日本のNGNがもっと活用されて、い

ろいろな社会経済の発展の基礎になるということを目指して、皆様と議事を行いたいと思いますので、どうぞご協力の方をよろしく願いいたします。

それでは、開催要綱によりまして、座長代理の指名を行いたいと思います。

座長代理は、開催要綱では座長が指名することとなっております。私といたしましては、相田構成員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 それでは相田構成員、よろしく願いいたします。

相田座長代理からも一言よろしく願いいたします。

【相田座長代理】 ただいま座長代理にご指名いただきました、東京大学の相田でございます。別途、メタル回線の加入電話のIP電話への移行といったような話も進んでいるわけですが、ただいま辻先生からもございましたように、このようにIP化を迎える中で、接続に関してどういうルールづくりをしていくか、大変重要な役割であると思いますので、座長を補佐するという事で務めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【辻座長】 それでは、本日の議事の進め方でございますが、まず事務局から、検討の背景及び接続料算定等の現状、次に、次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集の結果の概要並びに関係事業者・団体ヒアリングの進め方について説明をいただき、質疑応答を行いたいと思います。さらに、関係事業者・団体からヒアリングを行い、質疑応答を行いたいと思っております。最後に、事務局から今後の進め方について説明をいただきます。

まず、資料1-2、検討の背景及び接続料算定等の現状について、事務局より説明をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】 資料1-2、検討の背景及び接続料算定等の現状について、説明いたします。資料の枚数が56ページと分量が多いため、時間の関係上、ポイントとなる資料を絞って説明させていただきます。

まず4ページをご覧ください。NGNの契約数の推移です。

2008年3月に、NGNの商用サービスの開始以降、NGN上で提供されるFTTHサービスであるフレッツ光ネクストの契約数が右肩上がり急増しており、2016年3月末時点で、NTT東日本で約1,059万契約、NTT西日本で約692万契約となっております。地域IP網上で提供されていたBフレッツのユーザーは、NTT東日本ではほ

ばNGNのフレッツ光ネクストに巻き取られ、NTT西日本では若干NGNへのサービスへの巻き取りが遅れておりますが、残っているサービスの大宗はフレッツ光プレミアムといたしまして、網終端装置は地域IP網ですが、それ以外のコア網はNGNということになっておりますので、こちらについてもほぼNGNのサービスといえます。

5ページをご覧ください。NTT東日本・西日本のFTHの契約数のシェアは、2016年12月末時点で68.6%となっております。

6ページをご覧ください。こちらは、第一種指定電気通信設備の指定の基準となる、加入者回線の設備シェアです。NTT東日本・西日本の全国の加入者回線のシェアは約78%となっております。都道府県別で見ても、いずれも50%以上の高い設備シェアを有しております。

7ページをご覧ください。2025年ごろに、中継交換機等の維持限界によりまして、PSTNからIP網に移行する構想をNTTが発表しております。IP網が我が国の基幹的な固定通信網の基軸となっている中で、IP網同士の接続条件等がこれからの電気通信事業における競争の基盤となります。また、NGNはIP網への移行後は、NTT東日本・西日本の光回線に加えて、メタル回線についてもNGNに收容されることから、NGNはボトルネック性を有するメタル回線及び光回線と一体としての性格を強め、その重要性、基幹的役割が強まることとなります。

続いて14ページをご覧ください。ここからは、接続制度の変遷についてご紹介させていただきます。

1985年4月に、電気通信事業法が施行されまして、電気通信事業者間の接続に係る規定が盛り込まれました。事業者間の接続協定については、認可にかからしめるとともに、協議が不調に終わった場合に、大臣の接続協定の締結命令を認めるものでした。また、当時の接続は、それぞれの役務提供区間において個別に利用者料金を設定していた、いわゆるぶつ切り料金であったため、事業者間での精算料金である接続料の支払いはありませんでした。

その後、NCCに料金設定の自由度を与え、料金の多様化を促す観点から、93年度からエンドエンド料金の設定が導入されました。これにより、NTTはみずからの役務提供区間に係る料金を接続料として設定し、95年度からは、営業費や広告費など、接続に関係のない費用が接続料の範囲から除かれております。

また、94年度にフレームリレーサービスやVPNサービスの提供のための接続につい

て、接続協定の締結命令の申し立てがありましたことを踏まえまして、円滑な接続を促進する観点から、接続の義務化やボトルネック設備に着目した接続ルールの整備が、平成9年の電気通信事業法の改正により制度化されました。

15ページをご覧ください。ボトルネック設備に着目した接続ルールは、現行の第一種指定電気通信設備制度で、都道府県ごとに加入者回線総数の50%を超える規模の加入者回線を有する場合、これを指定設備として指定し、設備を保有する事業者に対して、接続約款の作成・公表義務、接続会計の整理・公表義務、網機能提供計画の届出義務の3つの接続関連規制が適用されております。

16ページをご覧ください。2000年9月には、メタル回線をアンバンドルし、接続のための局内設備をNTT東日本・西日本の局舎に設置するコロケーションルールが整備されました。

17ページをご覧ください。2008年にNGNの構築を契機として、SIPサーバを第一種指定電気通信設備に指定し、収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能が接続メニュー化されました。また、2016年には、優先パケット識別機能と優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされました。

NGNの接続メニューにつきましては、37ページから40ページにおいて、設備構成図及びその詳細をまとめてございます。

37ページをご覧ください。IGS接続機能というものがございます。こちらにつきましては、現在、音声の発着信の接続で、NTT東日本・西日本のひかり電話に接続するときに、このPSTNの中にあるIGS交換機を通じて電話の接続をしてございます。現在、それぞれ24社の接続事業者が利用しております。

38ページをご覧ください。こちらは、中継局接続機能というものでして、SIPサーバで帯域の確保をしてございます。こちらの接続は、現在主にNTT東日本・西日本のひかり電話同士のIP-IP接続で利用されています。今後、マイグレーションによりまして、IP-IP接続が実現していきますと、こういった形の接続形態に移行するものと考えられます。

39ページをお開きください。こちらは収容局接続機能といたしまして、実際に今、フレッツ光サービスで提供されている接続形態でございます。この接続形態を見ますと、収容ルータの下、赤い丸がついている部分がアクセス回線とこの収容局接続機能の接続点でございます。ですから、アクセス回線を持っている人がここで接続しますと、この黄色色のN

GN区間を接続メニューとして料金設定を持ってサービス提供できるというものでございます。

他方で、上の部分の、ISP事業者が網終端装置やゲートウェイルータに接続しておりますが、こちらの接続の場合はNGNの黄色の部分のメニューというのは、現在、接続メニューとしてはございませんので、この料金設定はございません。ですから、現状では、ISP事業者につきましてはISP区間のみ料金設定を持つことができ、黄色のNGN区間から下の部分はフレッツ光料金として、現在ではNTT東日本・西日本が提供しております。

ちなみに、光サービス卸につきましては、この黄色の部分から下のフレッツ光の料金区間を、再販という形で提供しているものでございます。

30ページに戻ってください。ここからがコロケーションについてです。

2000年9月の電気通信事業法施行規則の改正によりまして、コロケーションの空き場所等に関する情報開示、コロケーションを請求し回答を受ける手続、接続事業者が自ら工事・保守を行う場合や工事・保守に立ち会う場合の手続、コロケーションの請求から実現までに要する標準的処理期間、コロケーション設備についてNTT東日本・西日本が工事・保守を請け負う場合に他事業者様が負担すべき金額、こういったものを接続約款に記載することが定められました。

31ページをご覧ください。2001年に特定事業者によるコロケーションスペースの大量保有によりまして、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたことから、コロケーションスペースの保留期間の短縮化について、接続約款に記載されました。そして、総務省からNTT東日本・西日本に対して、コロケーションスペースの留保に関し、キャンセルの場合のペナルティの設定や、申し込み数の上限の設定等について検討し、総務省に報告するよう要請しました。

また、2002年には、コロケーションについて、利用請求の先後のみが考慮されていることを改め、利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加えた、希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備設置事業者において措置を講ずることが、紛争処理委員会から総務大臣へ勧告されました。

これらを踏まえて、2002年の接続約款の改正では、コロケーションスペース等について、一定の上限が設定されました。また、2003年の接続約款の改正では、キャンセルした場合に、キャンセルまでの費用にかかる違約金というものが設定されました。

33ページをご覧ください。スタックテストについてです。

スタックテストは、利用者料金と第一種指定電気通信設備に係る接続料との関係について、これが反競争的でないことを検証するため、99年から行政指導により実施されてきました。その後、スタックテストが客観的かつ透明な基準のもとで運用されることを確保するため、2007年7月にスタックテストガイドラインを策定・公表しました。

34ページをご覧ください。スタックテストは、フレッツ光ネクストといったサービスブランドごとに営業費相当分と営業費の基準値との関係を検証するとともに、サービスメニューごとに利用者料金が接続料を上回っているかどうかを検証することとしています。営業費相当分と営業費の基準値の関係との検証は、図の左側にあるように、利用者料金収入と接続料収入の差額である営業費相当分と、利用者料金収入の20%に相当する営業費の基準値を比較して、前者が大きければスタックテストの要件を満たすとし、右側のよう

に後者が大きければ要件を満たさないと評価しております。

36ページをご覧ください。ここからがNGNについてです。

NGNは、1つのネットワーク上において、音声通信、データ通信及び映像配信といったさまざまなサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現します。また、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されております。

41ページをご覧ください。NGNの中継ルータや伝送路といった共用設備のコスト配賦は、固有設備である各エッジ設備のポートを実際に通過するトラフィックを把握して、これをコストドライバとするポート実績トラフィック比が採用されております。また、ポート実績トラフィック比の算出に当たっては、QoS換算係数や帯域換算係数が考慮されてい

ます。

42ページをご覧ください。QoS換算係数は、QoS通信のうちSIPサーバで帯域を確保している最優先通信及び高優先通信においては、通信品質を確保するため、通信そのものに必要な帯域に対して一定の帯域を上乗せして管理している点に着目した係数です。具体的には、最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の16%を上乗せしています。

43ページをご覧ください。帯域換算係数は、一般的にIP系の装置は帯域差に比して装置価格差が生じておらず、スケールメリットが働く点に着目した係数です。例えば、1ポート当たりのトラフィック比率が1対10の場合、帯域換算係数を加味すると、ポート実

績トラヒック比は、NTT東日本のNGNで1対2.6に、NTT西日本のNGNで1対2.4に補正されることとなります。

最後に、56ページをご覧ください。本研究会の検討項目案に移らせていただきます。

検討項目案は、後ほど資料1-3でご紹介させていただきますNGN等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集の結果を踏まえて、お示ししたものでございます。

1点目の、接続料の算定方法についてです。NGNについては、NGNのオープン化、帯域換算係数の扱いを含むNGNの接続料の算定方法、網終端装置の増設基準、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化、POIの増設等が考えられるのではないかとしております。また、それ以外としましても、加入光ファイバの耐用年数や報酬額の算定方法等も検討項目として考えられるのではないかとしております。

2点目は、NGNの優先パケットの扱いについてです。具体的には、NGNの優先パケットを接続事業者がデータ系サービスや映像系サービスに利用するに当たり、どのような点に注意する必要があるか、また接続条件として整理すべき事項はあるか、としております。

3点目は、NGNの県間伝送路のルールについてです。具体的には、POIの設置場所が集約・制限されることに伴い、NGNの県間伝送路を不可避免的に経由する場合、NGNの県間伝送路に適切な規律を課すことにより、公正な競争の確保を通じて利用者利益の確保を図る必要があるのではないかとしております。

4点目は、本日のヒアリング項目でありますコロケーションルール及びその代替措置についてです。具体的には、コロケーションが実現しない場合の代替措置のルール、NTT東日本・西日本が賃借しているコロケーションエリアのリソースの空き情報等の事前開示、コロケーションリソースの配分上限値等についてどのように考えるか、としております。

5点目も、本日のヒアリング項目であるスタックテストについてです。具体的には、公正競争の実効性確保の観点から、スタックテストの要件が満たされなかった場合の具体的な対応、スタックテストの対象範囲の考え方等について、どのように考えるか、としております。

最後に、その他、本研究会で検討すべき事項はないかとしております。

事務局からの説明は以上となります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

20年、25年にわたる接続料の歴史を、10分程度で説明していただいて、昔、議論

したことを大分思い出しました。しかし、このようなアンバンドル化と接続料金の透明化が、日本の例のブロードバンドが一気に世界一に躍進した経緯でもありましたから、今回の議論が同じようにNGNをアンバンドル、コロケーション、あるいは接続料で世界一のネットワークになることを期待して議論していきたいと思います。それでは、何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご質問がございませんようですので、よろしければ次に資料1-3、次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集の結果の概要並びに関係事業者・団体ヒアリングの進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】 それでは、資料1-3、次世代ネットワーク等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集の結果の概要並びに関係事業者・団体ヒアリングの進め方について、説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。今回、意見募集及び再意見募集をそれぞれ、1回目が去年の12月28日から今年の2月1日まで、2回目が2月4日から2月17日まで実施させていただきまして、1回目の意見提出者が18者、2回目が19者となっております。

複数の事業者から出てきた意見を、3ページ以降でまとめております。

主な意見を簡単に紹介させていただきます。3ページをご覧ください。

主な意見のNGN関係として、まず、項目の2つ目、NGNを活用したデータ系のサービス。最初に、JAIPAほか4者から出てきている意見としまして、光回線の卸売サービスと同等の機能を接続料化すべきという意見でございます。これに対する再意見としまして、NTT東日本・西日本及びケイ・オプティコムから、特定の接続先に限定できない仕様であること、卸では網内折り返し通信も提供していること、そういったことから、光卸と同等の機能のアンバンドルは可能にならないと。また、設備構築事業者の投資インセンティブをそぐため、卸サービスと同等機能のアンバンドルは実施すべきでないという意見がございます。

次に、項目の3つ目、NGNを活用した映像系サービスでございます。

まず、JAIPAほか5者から、この映像系サービスというものに、フレッツキャストというサービスがあるのですが、このフレッツキャストと同等機能をNNI、ネットワーク同士の接続とすることによりまして、他の通信事業者もNTT東日本・西日本と同等の条件でコンテンツ配信のためのプラットフォームを提供できるようにすべき、という意見で

ございます。

これに対するNTT東日本・西日本からの意見でございます。映像配信先の一部に過ぎないNGNユーザーのみを対象とした「NGNを利用する映像配信サービス等」を切り出して、これらを規制するような検討はすべきでない、というものでございます。

次に、項目の4つ目、NGNの接続料の算定方法についてです。まず、KDDIほか6者の意見でございます。帯域換算係数を適用することによって、高トラヒックを有する機能のコスト配賦を過度に抑制する算定、こういったものを見直すべきだという意見でございます。

これに対して、NTT東日本・西日本からの意見でございます。帯域換算係数を廃止した場合は、適正なコスト配賦をゆがめるばかりか、広帯域のサービスにおけるコスト負担が課題となる、NGNのコスト配賦方法について見直しの検討を進めるのであれば、収容ルータのコストについても、トラヒック比等に応じてNGNの全アンバンドル機能の原価に配賦されるようにする等の見直しが必要、という意見でございます。

4ページをお開きください。

1つ目の項目、NGNの優先パケットの扱いでございます。最初に、NTT東日本・西日本からの意見でございます。優先転送機能の提供に当たっては、優先パケットの遅延やパケットロスが極力生じることがないように、NTT東日本・西日本の責任においてリソースの設計・管理を実施していく、というものでございます。

これに対して、テレサ協、JAIPA、グッドコミュニケーションズからの意見としまして、音声とデータに差をつけることなく、同時期に同条件で使えることを望む、また、優先転送機能の利用に際して、優先パケットの利用を過度に制限しない運用を望むというものでございます。

次に、KDDI、JPNE、テレサ協、JAIPAからの意見でございます。優先転送機能のリソースに上限があるのであれば、その上限値や現在どの程度のリソースが利用されているのか等の情報について、情報開示が必要という意見でございます。

2つ目の項目、網終端装置の増設基準の見直しでございます。NGNの網終端装置における接続事業者向けの仕様につきましては、現在、利用者数に応じた設置となっておりますが、1ユーザあたりのトラヒックが増大していますので、トラヒック量が増えた場合にも網終端装置を強化してほしいという意見でございます。

これに対して、NTT東日本・西日本からは、網終端装置の設備量をコントロールした

いと意向があれば、増設に係るコストを全額負担いただくかわりに、ISP事業者が自由に網終端装置を増設できるというものでございます。

3つ目が、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化です。こちらはテレサ協ほか8者からでございます。I P o E接続事業者が接続しているゲートウェイルータの接続用ポートが、現在の容量より小さい容量が実現されることは、利用促進につながるというものです。

これに対してNTT東日本・西日本からは、容量の小さいインタフェースを求める具体的な利用要望があれば、技術的に可能な限り提供していくという考えでございます。

項目の4つ目、P O Iの増設につきまして、テレサ協ほか5者から、耐災害性や地域活性化のため、I P o E接続のP O Iを都道府県単位や地域ブロック単位とすることが必要という意見でございます。

これに対してNTT東日本・西日本からは、トラヒックの多い都道府県単位や地域ブロック単位にP O Iの設置箇所を拡大する方向で事業者間協議が進んでいる、という意見でございます。

最後に、項目の下のところで、県間伝送路に対する規律のところ、ソフトバンクほか6者から、ひかり電話と接続するに当たり、NGNの県間ネットワークを不可避免的に利用することになると考えられるため、NGNの県間ネットワークを第一種指定電気通信設備の対象とすべきという意見でございます。

これに対してNTT東日本・西日本からは、I P網は原則2者間の直接接続となるため、当社の県間伝送路にのみ非対称規制を課す理由はない、県間伝送路区間に対応する接続料に関し、公平性や透明性を確保するための自主的な措置を講じることについて検討していく、という意見でございます。

5ページをお開きください。ここからが、それ以外の意見でございます。

1つ目が、加入光ファイバの耐用年数についてです。KDDI、ソフトバンクから、接続料算定に用いる経済的耐用年数については、定期的な見直しを実施することを検討すべきという意見が出ております。

これに対してNTT東日本・西日本からは、耐用年数の見直しは適正な財務会計のために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施すべきものではない、という意見が出されております。

2つ目がコロケーションについてです。まず、ソフトバンク、KDDIから、NTT東

日本・西日本が賃借しているコロケーションエリアに関して、NTT東日本・西日本ビルと同様に、NTTコミュニケーションズ所有ビルにおいても、リソースの空き等の情報の開示を要望する、という意見でございます。

これに対してNTT東日本・西日本からは、事業者意見やリソースの状況を踏まえ、NTT東日本・西日本が賃借しているスペースの空き等に係る事前開示に向けて検討を行っていくという意見がございます。

コロケーションの2つ目の意見としまして、ソフトバンクから、コロケーションに係るスペース等のリソースの配分上限値を引き上げるような検討を要望する、というものでございます。

これに対してNTT東日本・西日本からは、同様の要望が多い場合は、必要に応じ配分上限値の見直しに向けた検討を行う、というものでございます。

3つ目が、スタックテストについてです。まずソフトバンクから、スタックテストにより接続料を是正することとなった場合の対応方針については、有識者を交えてオープンな場で、対応について議論すべき、また、是正された接続料に関して、費用や報酬等の情報を事業者にもより詳細に開示することを要望する、というものでございます。

これに対してNTT東日本・西日本からの意見でございます。スタックテストの要件を満たすことを目的として、自己資本利益率を見直し、接続料水準を抑制するような措置はとるべきではない。2つ目が、固定電話市場が競争を促進するフェーズから、いかにコストをかけずにサービスを維持していくかというフェーズに移行している点を踏まえ、固定電話をスタックテストの対象から除外することも含め検討すべき、という意見が提出されております。

最後に、報酬額の算定方法についてでございます。こちらについてはKDDIから、資本構成比の算定方法の見直しについての意見がございます。現在、レートベース方式により、貸借対照表の簿価から電気通信事業に必要な資産を限定して、それに対応する資本とか負債というのを圧縮していくのですが、現状の仕組みですと、流動資産等に含まれているものを全て有利子負債以外の負債から圧縮する形で運用しています。それに対して、KDDIは、これを全て有利子負債以外の負債から圧縮するのではなくて、一部については自己資本から圧縮した方が、より実態に即した算定方法になるのではないかといった意見でございます。

また、ソフトバンクからは、レートベースの部分につきまして、未利用申請や売却目的

資産等といった、今後電気通信サービスのために利用される見込みのない資産についてはレートベースから除くことが適当、という意見が出されております。

これに対してNTT東日本・西日本からの意見は、接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定について、そのレートベースが機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価格と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を実施している、自己資本については、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹となる電気通信事業固定資産の取得に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、総額を電気通信事業固定資産の取得のための資本として見込む現行の算定方法は適正、という意見が出されております。

これらの意見等を踏まえまして、ヒアリングの進め方について、8ページで紹介させていただきたいと思っております。

本日から、関係事業者・団体ヒアリングを進めさせていただきたいと思っております。ヒアリングにつきましては、項目が多いということもございますので、4回に分けて実施させていただきたいと思っております。

本日、1回目のヒアリング項目としましては、「コロケーションルール及びその代替措置について」と、「スタックテストについて」、この2項目をヒアリング項目として、ヒアリング対象者としてしましては、通信事業者からはNTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンクからお願いしたいと思います。また、事業者団体として、日本インターネットプロバイダー協会からもヒアリングを実施させていただきたいと思っております。

2回目が、ヒアリング項目として、項目が少し多いのですが、1つ目が「接続料の算定方法（NGN）について」でございます。内容としましては、NGNのオープン化、帯域換算係数、網終端装置の増設基準、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化、POIの増設等。また、2つ目が「NGNの県間伝送路のルールについて」という内容でございます。

3回目につきましては、「NGNの優先パケットの扱いについて」をヒアリング項目とさせていただきますと思っております。

ヒアリングの4回目につきましては、残ったテーマである、「接続料の算定方法について」ということで、加入光ファイバの耐用年数、報酬額の算定方法等を扱いたいと思っております。

説明は以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。これまでの接続ルールに関するいろいろな議論の上に、今回のこの検討会があるということがわかりました。

それでは、ご説明がありましたヒアリングの進め方に従いまして、早速であります、関係する事業者・団体様からのヒアリングを行いたいと思っております。

本日のヒアリングのテーマは、コロケーションルール及びその代替措置と、接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の2つとなっております。

本日は、先ほど説明がありましたように、NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンクから各社15分以内で、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会からは3分以内で、簡潔に説明をいただき、その後、まとめて質疑応答の時間を設けたいと思っております。持ち時間の終了の1分前にはベルが1回、終了の際にはベルが2回鳴りますので、できるだけ時間の中におさまるようにご協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、ヒアリングさせていただきますが、まずKDDI株式会社よりご説明をお願いしたいと思います。理事・渉外部長の古賀様より伺うと聞いております。

それではよろしく願いいたします。

【KDDI】 KDDIの古賀でございます。本日はご説明の機会をいただきありがとうございます。コロケーションルールとスタックテストについてということで、資料1-4に沿いましてご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、まず最初のテーマはコロケーションルールについてということで、2ページ目でございます。

NTT東西様のコロケーションにつきましては、我々競争事業者がサービスを展開する上で不可欠な設備であろうと考えております。我々のサービス、左下の方にauひかり、これはダークファイバ、シェアドアクセスを使いまして展開しているもの。あとauひかりのマンションですとか法人向けサービス、さらには我々の携帯auの基地局、こういったものに使う、こういったダークファイバと接続するのに、やはりコロケーション、NTT東西様のビルに弊社の設備を設置してネットワークを構築する、これによってNTT東西様とは違う、異なるスペック技術、新しいサービスを提供するということが可能になっている、非常に重要な設備、重要な機能だろうと思っております。

次のページ、3ページ目でございます。コロケーションの課題につきましては2つ。1つ目が情報開示の問題、もう1つが空きなし（Dランク）の問題でございます。

情報開示につきましては、NTT東西様の義務的なコロケーションの中で、NTTコミュニケーションズ様の所有のビル、スペースと電力、こちらを利用する場合の情報開示のルールということでございます。空きなしの問題については、やはりスペース、電力がないということで、それについて代替が何かできないかというようなご提案でございます。

まず1つ目、4ページから5ページ目をめくっていただきまして、情報開示の問題でございます。

申し上げましたように、NTT東西様のコロケーションの空き情報につきましては、ホームページの方で情報開示していただいておりますので、スペースの問題、電力の問題、どんな状況にあるのかというのが個別にわかるようになっております。我々としては、これを随時確認することで、サービスやエリア、新しいものをつくろうとするときに、展開の計画に役立てることが可能ということでございます。非常に重要な問題だと思っております。

6ページ目でございますが、残念ながらNTTコミュニケーションズ様の所有ビルでNTT東西様がスペースを持っているような場合の義務的コロケーション、あと電力設備がNTTコミュニケーションズ様から提供されている場合、こういったものについては開示がないというようなことでございます。

7ページ目でございます。こういったことが、開示がないということで、我々としては毎回毎回相互接続点の調査申し込みというようなことで、かなり時間や費用がかかるということと、あと、我々が新規に展開する場合に、こういったネットワークにつきましてはいわゆるリング状のものをつくってございまして、どこか1点がなかなか確定できないと、また手戻りして、こっちの方だということで、こういった全体、単なる個別のエリアの問題だけではなくて、全体のネットワークの計画にかなり支障があるというようなことでございます。ここについても、できるだけ早く、円滑に提供いただけるような仕組みが必要ではないかということでございます。

8ページ目でございます。こういったことで、NTT東西様以外の設備等がかかわる場合のルールということで、円滑な接続を実現するためということで、いかにNTT東西様の設備同等の情報開示等、こういったものが実現できるかという検討が必要だろうと思っております。

9ページ目でございます。上がNTTコミュニケーションズ様の所有ビルのスペースの問題。これについてはNTT東西様のスペースの管理が可能だろうと考えておりますので、

同じように東西様のビルと同等に運用していただけないかというのが1つ目。

電力につきましては、確かになかなか難しい点があるかとは存じますが、NTTコミュニケーションズ様に確認しないとなかなか把握できないだろうとは思いますが、定期的に確認して情報をホームページで開示していただくというようなことで改善ができるのではないかと考えております。

次が、空きなし（Dランク）の問題でございます。11ページ目です。

今ご説明いたしましたように、我々、やはりコロケーションの空きがないとサービスの展開ができないというようなことになります。

12ページ目です。やはり、サービスの展開、競争事業者ができないということになりますと、今、ルールがございませんので、空きがない方がNTT東西様としては有利ですし、なかなかコロケーション、場所の空きをつくるということのインセンティブは当然働かないという構造になっているのではないかと考えております。

13ページ目でございます。現状でもそうですが、将来、今議論されています固定電話のマイグレーション、将来のIP-IPの接続におきまして、電話を繋ぐ機能ということで、全事業者がその繋ぐ機能のPOI、NTT東西様のビルで接続するというようになります。もしこういった重要なビルでDランク、コロケーション空きなしということになりますと、新規事業者がもう参入できないというような大きな問題にもなりかねない。そういうようなことだろうと考えております。

14ページ目です。当社からの見直しの提案ということで、これにつきましては諸外国の事例、ここではFCCの規則も参照いたしまして、検証・要請事項のルール化、代替措置のルール化についてご提案させていただきたいと考えております。

めくっていただきまして15ページ目です。アメリカの事例ということで、検証・要請事項のルール化の例ということで、3つ書いてございます。

Dランクの証明義務。1つ目です。ILECは、とありますが、これはいわゆる Incumbent Local Exchange Carrier、いわゆるもともと独占だったキャリアについてです。こういった事業者は、スペースの制約を理由にフィジカルのコロケーション、これは一般的に言っているコロケーションでございます。後で出てくるバーチャルのコロケーションというものの対比で、フィジカル・コロケーションという言葉を使っております。通常のスペース、電力、こういったコロケーションが実現可能でないという場合には、当局に対して局舎の詳細な見取り図を提出ですとか、ILEC及び関連会社がリザーブしているスペース

についての見取り図を示す。将来の利用計画の詳細、リザーブする期間についても説明する。こういった規則が定められております。

さらに、局舎内にもう、いわゆるコロケーションのスペースがないと主張する場合については、要請の却下という通知を受け取ってから、その競争事業者が、要請が却下されたスペースだけではなくて、局舎全体を無料で見学することを認めなければならない。こういったチェックをするようなことができる。

あと、未使用設備の撤去義務。2つ目でございます。コロケーションに利用可能なスペースを拡張するために、局舎内から陳腐化した未使用の設備を撤去しなければならないということで、こういった義務が定められております。

3つ目、16ページ目です。リザーブ条件の公平性ということで、我々競争の事業者と、いわゆるILEC、旧独占の事業者、こういったところとの条件で、当然、自社が有利というようなことは認められませんよというような規則でございます。

17ページ目です。次は代替措置のルール化ということでご説明させていただきます。

先ほど申し上げましたフィジカル・コロケーション、通常のスペースと電力の話ですが、これと対比してバーチャル・コロケーションというような概念がございます。その右に、FCC規則の訳が書いてありますが、ILEC、独占的な事業者が提供するサービスについて、競争事業者がこういうことをやることを可能にしましょう、というような書き方がされています。相互接続、またはアンバンドルド・ネットワーク・エレメント、アンバンドルされた機能ですね、こういったアクセスに使用するために、いわゆるILECの局舎に、自社専用として設置される機器を指定または特定。これによって相互接続またはアンバンドルドネットワークにアクセスするということです。

ちょっとわかりにくいかと思しますので、実際の規定例ということで、AT&Tのオクラホマの例を挙げております。いわゆるILECの義務、ここではAT&Tですが、そのスペース、コロケーションのスペースはないと。そこで、AT&Tのスペースに我々競争事業者が機器を置きたいというときに、その機器については、基本的にはAT&Tのコントロール、管理下にありますと。ただし、AT&Tがその機器について設置及び保守等を行います、というようなルールでございます。

ちょっとわかりにくいので、18ページ目に絵をつけておきました。基本的には、物理的な場所や電力がないということなのですが、NTT東西様が持っているスペースについて、我々の機器をあいているところに置いていただいて、この機器をNTT東西様が受託

して設置、維持、管理を行うと。接続の事業者はこの機器を、いわゆる相互接続やアンバンドルされた機能のアクセスに使うことができると。こういったバーチャル・コロケーションのルールでございます。

戻っていただきまして17ページ目です。代替措置のルール化の2つ目として、リザーブスペースの開放義務ということを挙げております。

これは、ILECがバーチャル・コロケーションができないというようなことを言う前に、自分でとっておいた、リザーブしていたスペースを放棄しましょうというようなルールがございます。こういったFCCの規則を参考にしまして、日本でもこういったルール化をしていただければ、我々にとっては非常にありがたいと考えております。

次はスタックテストについてでございます。

NGNの現状ということで、総務省様からもご説明がございましたが、NGNはボトルネック性を有する光アクセス回線と一体として設置される設備ということで、県内通信に係る設備は第一種指定電気通信設備になっております。

次のページ、PSTNマイグレーション後のNGNでございます。

マイグレーション後は、ボトルネック性を有するメタル回線も加えまして、光アクセス回線、両方で一体と設置される巨大な設備ということに、NGNがなってくるということでございます。

22ページ目でございます。例えば固定電話で考えますと、今のシェアで言いますと7割がNGNを通して接続されることとなります。NGNへの依存性や不可欠性というのは、これからますます高まっていくだろうと考えております。

23ページ目でございます。メタルIP電話につきましては、NTT東西様が県間、国際、全国均一料金、こういった提供を実現したいという考えをご表明されております。

24ページ目、もしそういったことで、県間、国際なども提供するというのであれば、当然、競争事業者にとっての公正競争条件が後退しないように、厳格な措置を講ずることが大前提だろうと考えております。特に、今日のテーマですと、スタックテストに厳格な措置を適用するようにすべきではないかということでございます。

25ページ目でございます。これはNTT東西様と競争事業者、我々がIP-IPの接続で札幌・福岡間の通話をする場合のコストの構造ということで書いております。

基本的には、NTT東西様の電話網のコスト、接続料水準、東西様の県間伝送路、一番真ん中にある東西間の伝送路であるとか、競争事業者の中継網、同じようなコスト構造に

なっておりますので、基本的にこのコスト構造が変わらないだろうというふうに思っております。

26ページ目でございます。こういったときに、利用者料金、全国一律の料金を設定するというところでありますと、当然、接続料の相当コスト、ここにはNTT東西様の間の伝送路コストを含めて、プラス営業費基準、先ほどご説明がありました利用者料金、例えば20%という基準、これが利用者の料金を超えないようにというようなことで、このルールが適用できるだろうと考えております。

27ページ目、当社からの見直し提案ということでございますが、競争事業者にとっての公正競争条件を維持するということでありまして、NTT東西様が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証というのは必要だろうと考えます。メタルIP電話のスタックテストにつきましては、県間部分の接続料も含めた仕組みをつくっていただくことが必要ではないかということでございます。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてソフトバンク株式会社よりご説明をお願いしたいと思います。

渉外本部固定相互接続部部長の伊藤様よりお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクでございます。本日はこのような発言の機会の場を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。資料1-5になります。

めくっていただきまして、まずコロケーションのルールからでございます。2ページ目でございます。

現行のコロケーションルールですが、これまでさまざまなコロケーションルール整備の取り組みによって、現行のルールに関しましては、事業者間の公平性担保の観点では有効に機能しているのではないかという認識を持っております。

ただし、一部、細かい点も含めまして改善すべき個別課題が幾つかあると認識しております。

具体的な今の現状のルールでございますが、NTT東西様がホームページ上で各事業者さんに開示されている情報がございまして、各場所によって4つのランクが定められております。A B C Dというランクがつけられております。

こちらは空きのスペースの事例でございますが、現状、3月23日現在で、空きに余裕

があるAランクの局が大体全体の30%近くを占めていて、こちらに関して、事業者が自由に、配分ルールについては制限なく要望できるということになっております。

配分の制約がかかっているBランク以下に関しましては、現状、全局舎のリソースの7割ぐらいが制約が課せられているというか、そういった状況になっております。

めくっていただきまして3ページ目、4ページ目が、具体的なルールの見直しの要望でございます。

まず課題の1でございますが、NTTコミュニケーションズビルの情報が現状非開示になっているという課題でございます。

NTTの分割以降、NTTコミュニケーションズ様の持っているビルということで、義務コロケの対象のNTTコミュニケーションズ様所有のビルがございますが、こちらに関しましては、左のイメージでございますが、NTT東西様ビルと同様な開示の情報が、スペースと電力に関しましては、今、開示がされていないという状況でございます。

こちらを、NTT東西様ビルと同等のルールで、特にスペース、電力に関しましては情報を開示していただきたいと思っております。数としては、NTTコミュニケーションズビルは非常に少ない数ではございますが、規模も大きなところで、重要拠点になることが多い拠点でございますので、同様のルールをお願いしたいというところでございます。

次に4ページ目、2つ目の課題でございます。現在開示されているリソースの確保の柔軟性・予見性というところでございますが、2つ課題がございます。

まずDランク、全く今リソースがない場所です。こちらが、長期未解消のビルが存在するということと、解消時期が不明確。いつ解消されるのかという時期がなかなか見えないという課題がございます。

こちらの改善案といたしましては、右に記載してございますが、Dランクの設備の、スペースでいいますと代替場所の検討等、リソースの増強計画を 前広 に開示していただけないかという要望でございます。

それから、解消時期に関しましては、遅くとも6カ月前には、こういった増強計画とか、各事業者様の、例えば既存のリソースを撤去するといった計画が、NTT東西様においても情報としては全てそろってくるというふうに認識しておりますので、遅くとも6カ月前には解消時期を具体的に月ベースで開示していただけないかという要望でございます。

それから、2点目の課題でございますB、Cランク局、こちらのリソース申請、これはスペースの事例でございますが、上限が各事業者単位で一律2ラック、2架までというこ

とになっておりますが、例えば、PSTNのマイグレーションといった大きな設備更改が発生する場合、一時的に二重設置が必要となります。これは、設備更改用の新しい設備を、あるまとまったラックを置いて、古い設備の収容されている加入者を新しい設備の方に順次乗せかえていって、その乗せかえが完了して、古い設備が空になった時点で、古い設備を撤去していくという工程になるのですが、その際に、特に一時的にあるまとまったリソースが各場所で必要になるということで、こういった特例、一時的にまとまったリソースが必要となる事例に関しましては、特例の適用といったところも検討いただけないかということがございます。

それから、B、Cのリソースの配分のルールが、同じリソース、これは電力もスペースも同じなのですが、BとCの配分の上限の数値が同じルールになっておりますので、少なくともBランクに関しましてはCと若干の差別化を図っていただけないか。上限値の緩和という形で差別化をしていただけないかという要望でございます。

めくっていただきまして、次にスタックテストに関してですが、6ページ目でございます。

まず、スタックテストの役割・意義でございますが、接続料水準の正当性確認の観点から、接続料と利用者料金との関係の検証を行ってきたという役割を果たしたということで、過去にも事業者間の不公平な競争条件を是正する役割を果たしてきたという認識でございます。1つの事例として、ダイヤルアップの準定額プランということで、i・アイプランというサービスがございますが、こちらの接続料金と適用料金で、あるボリュームから逆ざやが生じるということで、これを接続料金をキャリアズレートという形で、利用者料金を超えないようにできないかというところで、具体的に検討した事例もございます。

最終的に、こちらのi・アイプランに関しましては接続料の見直しはかからなかったのですが、これを契機に、INS1500の接続料がキャリアズレートになったりといった導入事例もございます。

めくっていただきまして7ページでございます。

現在、スタックテストは、ガイドラインをベースにルール化されておりますが、主に2つの点につきまして、若干曖昧な運用になっていると認識しておりまして、こちらの改善をお願いしたいと考えております。

具体的には、まず課題の1で記載してございますが、検証区分、スタックテストの検証の対象です。こちらは8ページの方で具体的に説明いたします。それから、2つ目の課題

といたしまして、スタックテストの基準を満たさない場合に、合理的な理由があれば接続料金が認可されるということなのですが、こちらの「合理的な理由」の明確化をすべきではないかという課題を認識してございます。こちらにつきましては資料の9ページでご説明いたします。

8ページ目ですが、課題の1つ、検証区分。検証の範囲、対象です。

スタックテストの検証の対象ですが、入れるべきサービスは、こちらに列挙しておりますように3つの選定基準をもって決めるべきではないかと考えております。

1つ目が競争環境でございます。あるサービスが複数の事業者による競争が行われているかというところで判断をするというところでは、2点目が市場規模。市場に一定数のユーザーが存在しているか否かというところで決めるべきではないかということでございます。3番目といたしまして代替性。料金や品質等で同等の代替サービスがあるかといった基準で決めるべきではないかという意見でございます。

9ページ目でございます。課題の2つ目でございますが、スタックテストを満たさなかった場合の合理的理由の明確化でございます。ここに挙げてございますとおり、2点に限り満足さなくてよいという理由にすべきではないかという意見でございます。

1つ目は市場規模です。市場規模が小さくて、事業者への経営インパクトも軽微と判断できる場合に関しましては、スタックテストから外していいのではないかと考えております。具体的には、今、対象にはなっておりますが公衆電話や番号案内といった規模のものに関しましては、年間数十億といった市場規模でございますので、こういったサービスに関しては外してもよいのではないかと考えております。それから競争環境です。市場に競合プレーヤーがないケース。この2点に主に絞ってスタックテストから外すべきではないかと考えております。

10ページ目でございます。こちらは具体的なサービスの話でございますが、メタル接続料の件でございます。

メタルの接続料はスタックテストの対象にはなっているものの、最近2年、30%の接続料金の値上がりとなっております。諸外国のメタル接続料と比較しましても、1.5倍から2倍近い接続料金ということで、非常に、世界的に見ても日本は高い接続料となっております。

11ページ目が、メタルにおけるスタックテストの検証結果でございますが、検証の対象のバスケットが、今、加入電話/I SDNの基本料というバスケットになっておりまし

て、これが接続料だとメタルの接続料に相当するものでございます。

過去、2015年度まではほぼ横ばい、もしくは下がっていたのですが、16年度、17年度算定のところで80%、今の算定基準のぎりぎりの80%に迫る結果となっております。ブルーの棒グラフがNTT東日本様の利用者料金で、グリーンが接続料金になっていのですが、利用者料金は加入者が徐々に減ってきているということもありまして、数字は減っているのですが、接続料金は逆にここ数年上がっているという結果となっております。

2018年度以降、この基準値80%を超える可能性が非常に高いというところで、基準値を超えた場合の具体的なプロセスのたてつけが必要ではないかと考えております。

12ページ目をご覧ください。具体的に、基準を超えてしまった場合の対処として挙げてございます。接続料金を計算して、スタックテストの要件を満たさなかった場合は、要件を満たす要件水準まで報酬額を見直してはどうかということでございます。

右の囲いのところですが、第一種指定電気通信設備接続料規則の第12条にございますが、接続料規則上の報酬算定額を上限とするということになっておりますので、こちらの上限とした数値で、スタックテストを超えてしまった場合は、基準を満たす額まで報酬額を調整するというのでスタックテストを満たすというのでいかがでしょうかということでございます。

最後に13ページ目でございますが、基準を超えた場合の対処の2といたしまして、こちらは、市場規模ですとか競争環境が依然としてこのサービスで競争が行われているかというところがまず前提条件になりますが、先ほど12ページのところで、報酬額の調整でもスタックテストの基準を満たせなくなった場合については、算定方式そのもの見直しも含めた議論をオープンな場ですべきではないかという意見でございます。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会よりご説明をお願いいたします。副会長の立石様、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 よろしくお願ひします。コロケーションに関する要望ということで、かなり枝葉末節の細かいところで恐縮なのですが、なかなか地方のISPでお話をする機会がないということで、地方のISPから出てきている意見をここで簡単に説明させていただきます。

大きくは期間の短縮と煩雑な手続の簡素化をお願いしたいということなのですが、相互接続点の事前調査等に、早くて1カ月とそれ以上かかる。それからもう1つが結構致命的なのですが、設備の機器の変更に、今は6カ月前の申請が必要ということで、その下に書いてあるのですが、ハブとかルータといった機器が壊れたときの交換でも、6カ月というのはちょっと無理でして、現状どうしているかという、全く同じ機械を入れるということが非常に難しいので、例えば数年たってしまうと、同じ機械自体が、そのものがないということで、仕方がなく新しい機械を新設して、同時に古い機械はその場で廃棄という、申請して6カ月後にその古い方の壊れた機械を取り除くということをやっているようです。現状、お客さんのトラヒックなどを見ていただいたらわかるように、どんどん増えていきますので、この辺が期間の短縮をしていただけると非常にありがたいという意見です。

それからもう1つ、手続が非常に煩雑化しておりまして、かなり改善はしていただいているようなのですが、入局時の更新手続等が非常に煩雑で、下のコメントの方もそうなのですが、NTT様独自の用語とか、業務フローが非常に難しく、小さいISPではまず、そもそもその言葉が何なのかみたいのところから、我々の協会の中でお互いに助け合って何とかやっているということがありまして、その辺の業務フローの見直し、あるいは、言葉自体はどうということではないのですが、もう少し全体的な期間を短縮するという意味でも、手続の簡素化をお願いしたいというところでございます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは最後に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社よりご説明をお願いしたいと思います。西日本電信電話株式会社経営企画部営業企画部門長の黒田様よりお願いいたします。

【NTT東西】 それでは、資料1-7に沿ってご説明させていただきます。本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、まず2ページですが、コロケーションの概要と、コロケーションの現状と当社の取り組みについてご説明させていただきます。

資料の3ページにつきましては、先ほど総務省様の資料でもありましたので、説明は割愛させていただきます。

4ページにつきましては、コロケーションをご利用いただくまでに、リソースを円滑に利用いただくための必要な手続を約款に定め、その約款に則って運用をしているというこ

とでございます。申し込みから回答までの期間については、下に書いていますように接続約款に標準的な期間、2週間あるいは1カ月、あるいは1.5カ月ということで定めておりますが、実際の期間の平均は、定められた期間の半分から3分の2程度ということになっておりまして、一度に大量の申し込みが集中する等した場合には少し時間を要することはございますが、基本的にはこの期間よりも相当早いタイミングでお返しできているのではないかと考えております。

先ほどKDDI様のプレゼンの中で、2カ月以上かかっているケースがあるというお話がありましたが、今年度、3,000件以上申し込み回答をしておりますが、超えたのは4件程度ということで、土日祝日を挟んだ月曜日というものが4件、あと1件、KDDI様の例でちょっと特殊なケースで少し時間がかかったというケースもありますが、基本的にはそのようなケースは例外的なものだというふうに考えております。

一番下の記載に飛びますが、直近では、短期間に大量の申し込みをいただくケースが増加しております。集中する他事業者様への工事への立ち会いの稼働の確保など、我々も可能な限りの対応はしておりますが、接続事業者様においても、申込の平準化等にご協力いただきたいと思いますと考えております。

5ページをお願いいたします。東西の5,000ビルごとに、リソース別の空き状況や、空きが生じることが確定した場合に、その見込み情報などを開示しています。また、Dランクビルで空きリソースが発生した場合には、ご要望いただいている接続事業者様にメールでお知らせをしているということでございます。この下に書いているものが事前情報開示のイメージとなります。

6ページでございます。これまでの当社のコロケーションに係る取り組みです。

当社はこれまでにさまざまな取り組みを実施してきております。先ほど総務省様の資料でも出ていましたので、詳細は割愛させていただきますが、資料に記載されている以降も、2011年12月に装置入れ替え手続きの開始、2013年1月にはコロケーションリソースに空きが生じることが確定した段階で、その見込み時期を追加で情報開示する。あるいは施工結果確認の簡素化などの取り組みをしております。

1点だけ、すみません、ここで資料の訂正がございます。2003年5月のところに、コロケーション申し込み後の確保期間の短縮とございますが、これは2007年11月の方に移行させてください。記載場所を間違っております。よろしくをお願いいたします。

7ページをご覧ください。これまでのコロケーションの利用実績です。

コロケーションスペースの利用実績は2014年度までは増加傾向でしたが、それ以降数年間は減少傾向に転じているということでございます。

8ページをご覧ください。ランク別のビルの分布でございますが、ご覧のようにDランクビルが一定程度、全体の5.9%存在しています。ただ、そのDランクビルの平均的な機械室面積は0.3千平米ということで、比較的狭隘なビルということございまして、こういったところがスペースに空きがない一因であると考えております。

9ページでございます。機械室においては、交換機、ルータなどのネットワーク設備や、配線盤などのアクセス系設備、電力設備や空調設備といった設備を設置する必要がございます。比較的面積が小さいビルは、どうしても空きスペースが発生しにくい状況にあります。

10ページでは、9ページの図面のビルについて、実際の機械室内の写真を撮影してまいりました。その状況をお示ししております。それぞれ、段差があったり、穴があったり、いろいろ状況がございまして、なかなかスペースを確保することが難しいビルというものがあるということをご理解いただけるのではないかと思います。

11ページをご覧ください。今後のコロケーションリソースの利用の見通しでございます。

下の図をご覧ください。一番下から、当社もしくは接続事業者様が現に利用しているリソース。真ん中になります。当社が設備更改等の目的で確保しているリソース。これら以外のものを、接続事業者様、あるいは弊社の利用部門が利用可能な空きリソースとして提供しているところです。

設備の撤去あるいは更改予定の見直しが入り、リソースが不要になれば、我々は、接続事業者様が利用可能なリソースとして開放しておりまして、今後もこのような対応を実施していきたいと思っております。

この内容につきましては、先ほどソフトバンク様からもご要望をいただいているとおり、不要になるということが決まれば、実際の撤去等に先立って、速やかな情報開示は現に行っているということでございます。

なお、最近新たに設置される装置というものは、非常に消費電力が大きくて、発熱量も非常に多いということでございます。今後は、スペースのみならず、電力設備や空調設備への影響についても検討していく必要があると考えております。

先ほど、PSTNマイグレーション後の繋ぐ機能のPOIビルの話についても少しご心

配をいただくコメントをいただきましたので、少しご紹介させていただきますが、我々としては、当然、そういったビルを選定する際には、スペースや電力量のリソースが十分に空いているビルを選定していきたいと考えておりますので、ご心配いただいているような、新規事業者が後々参入できないといったような事象は生じないように対応させていただきたいと考えております。

12ページをご覧ください。今回ご要望いただいている、NTTコミュニケーションズ様から賃借しているリソースの情報開示の件でございます。

NTTコミュニケーションズのビルは、全体の5,000ビルのうち48ビルということで数は限られておりますが、重要なビルということではおっしゃるとおりだと考えております。ただ、我々、賃借するリソースについては、コストを抑制する観点から、ビル所有者から可能な限り必要最低限の容量で確保するように努めております。ただ、スペースについては、いろいろ作業性の事情等もございまして、一定区画まとめて賃借しているということでございますので、ある程度、我々がスペースの空き状況を把握することができると考えておりますので、その事前開示については前向きに検討を行っていききたいと考えております。

一方、電力設備については、その都度必要な容量を賃借するという形をとっておりますので、現時点において、空き状況を事前開示するというのは困難であるという事情もございます。

引き続き13ページをご覧ください。コロケーションリソースの配分上限値につきましては、先ほどもご説明があったとおり、空き容量が一定基準を下回った場合に、一度の申し込みで割り当て可能なリソース量に上限を設けることで、多くの事業者に公平にリソースをご利用いただくようにしています。

今回の配分上限値の見直しに関する接続事業者様のご要望については、我々だけで決める話ではないと思っております。他の関係する多くの事業者様のご意見を踏まえつつ、検討していきたいと考えているところでございます。

コロケーションについては以上でございます。

引き続き、14ページ以降、スタックテストをご説明させていただきます。

15ページをご覧ください。まず基本的な当社の考えでございます。

メタル回線を利用した固定電話サービスにつきましては、需要が大幅に減少していること、また当社のコスト削減努力をもってしても、今後も接続料水準が上昇していくという

ことが避けられない中、その利用者料金を低く抑えることが歴史的にも求められてきたサービスであること、そういったことなどを踏まえて、固定電話サービスについてはスタックテストの検証対象から除外していただきたいと考えております。

以下、過去の例に照らしながら、少しご説明をさせていただきます。16ページをご覧ください。これまでに対象から除外された専用線、メガデータネッツにつきましては、スタックテストの目的に照らすと、他サービスへの需要のシフト等によって需要が大幅に減少し、利用者料金の状況等を含め、競争が実質的に停滞しているようなサービスとして、検証対象から除外していただくことが適当とされたものではないかと考えております。

17ページをご覧ください。スタックテストは継続しておりますが、スタックテストの要件を満たさないことが許容されているサービスとして、公衆電話や番号案内というサービスがあります。これらサービスのように、社会から求められてきた役割に鑑み、利用者料金を低く抑えることが歴史的にも求められてきたようなサービスについては、検証対象から除外していただくか、少なくとも、検証するにしても、公衆電話や番号案内と同様に、スタックテストの要件を満たさないことを許容していただきたいと考えているところです。

18ページになります。先ほど申し上げたようなサービスについては、スタックテストから除外いただきたいと考えております。具体的には、現在対象となっているもののうち、固定電話、今、下の数字でご覧いただけるとおり、固定電話についてはピーク時から比べて66%の需要減少しております。その他、ピーク時から94%の減少、あるいは83%の減少となっておりますフレッツISDN、フレッツADSLについても、付随的ではございますが、対象からの除外の検討をお願いしたいと考えております。

引き続き19ページをご覧ください。スタックテストの運用についてお願いしたい事項でございます。

現在、スタックテストの要件を満たさない事例が生じても、ガイドライン等の文言やルールにおいて、それらに対する対応が定まっていないということで、それ以上の検討がなかなか進まないということでございますが、今回の見直しにおいては、そういったガイドラインの見直しを待つことがなくても、サービスの性質等を勘案して、スタックテストの要件を満たさない場合があるということを認めていただきたい。あるいは、その接続料の水準が妥当であると判断していただきたいと、そのように考えているところでございます。

最後に20ページをご覧ください。今回問題となっているドライカップを活用した固定電話サービスの実態ということで、少し説明させていただきます。本資料は、ソフトバン

ク様が過去に公表されていた資料に基づくもので、5年ほど前のデータということで、少し古いデータでございます。ただ、我々の現場等における実感としては、ここからそれほど大きな変化は生じていないのではないかと考えておりますが、詳細は少し、我々ではわかりかねる部分がございます。

当社以外では、唯一ドライカップ回線を利用した固定電話をソフトバンク様が提供されているわけですが、今、スタックテストは基本料と通話料を2つに分けてチェックしていただいているわけですが、基本料と通話料をセットに当然サービスをされていますし、収益性の高い法人市場を中心に営業活動を実施されているというふうに見受けられます。

下のデータにありますとおり、1回線当たりの平均収入は6,000円を超えておりますし、法人ユーザーの比率は88%程度ということになっております。

今回、メタル回線のスタックテストが問題視されておりますが、基本料の安い級局、あるいは住宅用のユーザーなども含めて、ユニバーサルサービスの提供義務を負ってサービス展開しているNTT東西のデータをもって、都市部や法人ユーザーを中心に事業参入を行うということが可能になっている他事業者の競争が必ずしも阻害されると判断されるべきではないと考えておりますので、そのあたり、十分ご認識いただいた上でご検討いただければと考えております。

21ページ以降は、先ほど申し上げた固定電話の推移ということで、取り巻く環境変化について幾つかデータを記載させていただいております。いずれにしても、非常に固定電話自体は市場としてはシュリンクしているというところがございますので、スタックテストの適用対象からは、我々としては早期に除外していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【辻座長】 どうも、事業者の皆さん、ありがとうございました。

それでは、この後、残りました時間で質疑応答を行っていきたいと思います。論点が、コロケーションルールとスタックテストの2つありますので、一緒にしますと混乱しますので、まず最初にコロケーションルールの問題について議論を伺います。ご質問がございます構成員の皆さん、あるいはオブザーバーの方々は、挙手の上ご発言をお願いします。

それでは、どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

【酒井構成員】 よろしいですか。ちょっと事実確認なのですが、これはKDDIでもNTT東日本・西日本でもどちらでも結構ですが、NTTコミュニケーションズから借り

ということになっておりますが、これは、例えばKDD Iが借りる場合にはNTTコミュニケーションズから借りるんですか。それともNTT東日本・西日本から又貸し的に借りるんですか。

【NTT東西】 NTT東西から再転貸という形で、又貸しという形でお貸ししております。

【酒井構成員】 そういう形になる。それからもう1点、KDD Iの資料にバーチャル・コロケーションというのがあったのですが、これは例えば、ある架の中にKDD Iの装置を入れるというような感じのことかなと思うのですが、このあたりは全部入っているんですか。他社であっても。アメリカの場合の例らしいですが。例えば、NTT東日本・西日本の架にKDD Iのパネルが入っているようになっているんですか。

【KDD I】 通常、ラックのサイズって、規格のものがあるので、そこに入る機器というのは大体、サイズ的には入るものになります。

【酒井構成員】 わかりました。

【相田座長代理】 ちょっと今の確認ですが、電力の方はNTTコミュニケーションズから直接ということかと思うのですが、そうではないのでしょうか。

【NTT東西】 電力設備についても、我々がNTTコミュニケーションズから借りたものを、再度それをお貸しするという形をとっております。

【相田座長代理】 はい、わかりました。

【池田構成員】 今回の質問に関連してなのですが、どうして又貸しという仕組みをとっておられるのか。もともとNTTの再編・分割がなければ、全て開示の対象になっていたビルかもしれないと思うのですが、競争になじむ部門と競争がやりにくい部門があるということで、多分、公正な競争を促進するためにNTTの再編・分割の議論があったと思うのですが、今回のNTTコミュニケーションズの情報開示が足りていないという問題は、かえって再編・分割をしたがために競争を促進する方向で支障が生じているような状況になっているというふうに私は思いまして、又貸しではなくて、もう、先の法改正で、特定関係法人でしょうか、グループの考え方も電気通信事業法に入ったので、NTTコミュニケーションズの設定で、どれぐらい空きがあるとか、電力の容量とかも、何回も伝言ゲームをする必要はなくて、NTTコミュニケーションズが直接、開示された方がいいのではないかと思うのですが。

【NTT東西】 恐らく、県内と県間を分けるときに、県間の主要な設備等があったビ

ルをNTTコミュニケーションズのビルにしているということがもともとあると思うのですが、あと、我々が賃借した上でそれを転貸するというやり方をとっているのは、恐らく、そのエリアにおける同等性ということで、NTTコミュニケーションズ様であれば通常の一般取引で他の事業者様に貸し出し等をされるのだと思うのですが、我々がある程度まとまった部分を借りている中で、あるいはその手続も含めて、自社他社同等に対応できるようにするというようなことで、現在は我々が一旦借りた上でお貸しする手続をとっているのではないかと思います。

もちろん、NTTコミュニケーションズビルの中で、NTTコミュニケーションズ様の一般のハウジングが提供されているケースもあろうかと思いますので、そういうものをお使いいただくことはもしかすると可能なのかもしれませんが。

【辻座長】 KDDIの説明で、アメリカの事例が出てきましたが、アメリカの場合は、今のような分割云々というときに、同じように所有者と、あるいはILECと違う形で、今のNTTコミュニケーションズとNTT東西との関係のような事例はアメリカでもあるのですか。それは調べられた中では出てこなかったですか。

【KDDI】 すみません、今回調査した結果では、ちょっとそこまではわかっておりません。

【辻座長】 わかりました。

【池田構成員】 今の辻先生の質問に関連してですが、KDDIが紹介された空きなし問題を検証可能なようにルール化したり、あるいは代替措置をルール化したりすること、それをアメリカのやり方をモデルにしてやったらどうかというのは、すごく参考になって、私もぜひやったらどうかと思うのですが、これに対して、NTT東西はどのようなお考えなのでしょうか。

【NTT東西】 まず我々としては、先ほどDランクのビル、正直、全体で申し上げて6%で、我々の資料の8ページにありますとおり、長期間、確かにDランクが継続しているビルというのが3%程度ございます。ただ、これを我々としても、極力、設備の更改とか、今、レガシーの設備というのがずっとあったわけですが、そういったものを今後整理・縮小していくという流れの中で、そういったDランクを解消できれば、そういうものが基本的には最も対応すべきことかなとは考えております。

ただ、現実、このABCDありますとおり、Dのビルというのは非常に狭隘なビルでございます。資料にもご覧いただいたとおり、なかなか、空けるといっても現に装置が置い

であって非常に難しい場合もございますので、そういうエリアについては少し、どうしても残っているということがございます。

ちなみに、例えば東京23区とか大阪の中心市街とかの需要の多いところというのは、もうDランクビルというのは存在しませんし、どちらかといえばルーラルなエリアを中心に、こういうDランクというものがどうしても残ってしまっているところがございます。我々としても、別に隠しているわけではなくて、極力出せるようには対応しているのですが、どうしてもやはり、空いていないというところがあるというのが実態でございます。

【藤野料金サービス課長】 補足させてください。すみません。私から言った方がよかったのか分かりませんが、アメリカと全く同じようにやっているわけではないと思いますが、コロケーションの要望があり、そのときに、空きがありませんというときに、それを要望している事業者の方にご覧いただいて確認していただくというような手続は、かねてからとっていただいていた、2000年ぐらいからやっています。

【NTT東西】 今、私が言おうとしたことも一緒ですが、実際に立ち入っていただいでご確認いただくという手続はございます。

【池田構成員】 とすると、バーチャル・コロケーションのルールについては、前向きにということなのでしょう。

【NTT東西】 これが、他事業者さんの設備を我々が預かり保守して、受託して、我々のラックの中で空きユニットがある場合にはそこに装置を入れるということをもし要望されているのだとすると、いろいろセキュリティ面とか施工性とか安全性とか信頼性の観点とか、幾つか課題はあるのではないかと考えております。それらの課題が解消できるような方策、ルールがとれるかどうかということは検討していく必要はあると思いますが、これまで具体的にKDDI様の方から我々にこのような要望というのはいただいております。今日初めていただきましたので、今後そういう、具体的にどういうことをイメージされているのか、本当にそういうやり方で望まれる答えが出るのかどうかというところは、協議の中で確認していきたいと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたようなDランクそのものが解消できるということが一番いいことだとは思っておりますので、極力我々としては不要なリソースの速やかな開放とか、あるいは他事業者さんとの協力も含めて対応していければというふうには考えているところでございます。

【NTT東西】 少し実務の観点から補足をさせていただきますと、正直、このパーチ

ャル・コロケーションというのは、非常に施工者にとっては負担が大きいというか、リスクが高い業務ではないかというふうに思います。概念的には、KDDI様からご説明があったとおりかと思いますが、自社の装置と他社の装置が同じスペースの中にあって、その中でそういうほかの事業者様の装置とかに影響がないような作業をしなければいけないとか、それはなかなか、概念としてはよくわかりますが、非常に実務的には難しいというか、負担が大きい作業になるなというふうには思います。

KDDI様からは、私どもが装置を預かって管理・運用するという資料の記述内容になっていましたが、概念的にはそれもよくわかるのですが、そういう点でおっしゃっているのだと思いますが、最終的には、例えばKDDI様の装置を置く場合には、交換しますかとか、どういう扱いにしますかというのは、最終的にはやはり所有者であるKDDI様にお伺いを立てなければいけないことだと思いますので、どれだけルールや手順をつくっても、最終の判断は仰がなければいけないということで、そういう意味では、全て我々だけが管理・運用できるものではないというふうにも思っておりますので、その辺は、検討に当たっては実務の点をよく考えなければいけないのではないかとはいえます。

【相田座長代理】 これ、事務局に、アメリカの方のあれは調査していただきたいのですが、私は、正確に調べたわけではないのですが、スペースがないとき、ILECは建物を建て増ししてでも場所を確保しなければいけないというのが最初に作られようとしたルールで、これに対して、多分、ILECの方が、このバーチャル・コロケーションで勘弁してくれということで、建て増しに対する代替措置として導入されたものだったのではないかなというふうに、私は記憶しているので。

だから、アメリカの本来的に目指そうとしたルールは、ILECはちゃんと場所を作らなければいけない、建て増ししてでも作らなければいけないというルールだったのではないかなと思うので、もし可能であれば、もしかしたらKDDIのご協力もいただいて、そこら辺のルールはご確認いただければと思います。

【辻座長】 それでは、関口構成員。

【関口構成員】 ちょっと話題を変えて、資料1-6について、いただいたプロバイダー協会の方からのプレゼンの中で、6カ月ルールについて、技術革新の激しい設備については厳しいというご意見がありました。ここは何か、この6カ月ルールについての柔軟運用が可能なような仕組みをとっていただいた方がいいような気がいたします。

実はNGNの申請時にも、NTT東西の方から、6カ月という設備が変わってしまう

で困ることもいっぱいあるという状況もご報告いただいているわけですので、ハブだとかルータとか、ここに具体的に例が上がっていますが、現場で困っていることについては、少し柔軟な運用をしていただけたらと思います。

【NTT東西】 同じ装置の場合には、それぞれの事業者様をご自分で交換することができるという運用にしてございまして、プロバイダー協会様からもご説明はありましたが、現実的には、ある装置を調達して、その予備を全く調達しないということはないのではないかと思いますので、そういう点で、壊れたときにそういうのがすぐ交換に必要なものが、長い調達がかかるというようなことでもないかと思いますし、同じ機器を調達できるという現実的な実情もあるのではないかというふうには思っております。

他方で、違う機器を設置されるということになりますと、やはり、先ほどからご紹介していますルールに基づきまして、スペースの問題、あと電力の問題ですね。スペースは、交換するので新たに消費されるということはありませんが、電力は違う装置が入ってまいりますと、その装置についてどれだけの電力を使うのかということを検証しなければいけないということが、我々の実務としてはありまして、しかも、先ほどからご紹介がありますように、従来はあまりルールがなかったのですが、BランクとかCランクのビルになりますと、多くの事業者様に公平に使っていただくという観点から、電力のリソースについても配分の上限というのを決めておりますので、それを守るという観点からはチェックをさせていただき、こういう運用にさせていただいておりますことを、補足としてご説明をさせていただければと思います。

【関口構成員】 状況はよくわかりました。ただ、6カ月が本当にその検証に必要かどうかも含めて。最近の状況でいうと、例えばルータだとスペックが10倍になってしまうとかいうこともあるから、そこら辺については、御社ご自身の運用を含めて、少し前向きな検討をいただけるといいかなと期待しております。

【NTT東西】 ここについても、検討しないということを申し上げているのではないのですが、申し上げたいのは、6カ月、必ず更改までに必要だというルールにはしていません。プロバイダー協会様のご趣旨は、恐らく、変更とか撤去というのをお申し出いただいてから6カ月間、コロケーション費用を払わなければいけないということをおっしゃっているのではないかと考えてございまして、これは、料金を解約申し出から6カ月間は払ってくださいねというルールにしているのは事実であります。

これは、実際に撤去の工事とかにかかる期間、それから新しい方に使っていただくため

の準備期間とかを考えると、6カ月ぐらいが適当ではないかということでルール化しております。かつても、本当に6カ月かかっているのかというような指摘があったものですから、実態調査を平成25年から26年にかけてさせていただきまして、ほかの事業者様の協力もいただいてトライアルをしたところ、6.4カ月とか6.5カ月という結果だったので、この6カ月ルールということでご負担いただくというのは適切ではないかということで今に至っているというふうに認識してございます。

【関口構成員】 わかりました。ありがとうございます。

【KDDI】 すみません、コロケーションについて、一つご説明させていただきたいのですが、NTT東西様の方からはDランクのビルは全体の5、6%で、東京23区などはもうDランクはないというようなご説明がありましたが、我々の実感としましては、例えば東京ではDランクはないということは、逆に言うと地方の方で、狭いところもあるのでしょうけれど、ある程度大きな重要なビルでもDランクがあるということで、エリアによっては1割とか、県単位で見ると2割近いところが何となくDランクというようなイメージを持っているのもありまして、この問題はやはり、平均的に五、六パーセントではなくて、我々がエリア展開するときに重要なところがDランクになっているものもございまして、ぜひとも、一歩進んだルール化というのをお願いできないかということでございます。

【辻座長】 それでは、時間的なものがありますので、この問題は一応ここで切らせていただきまして、次のスタックテストにつきまして、またご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

【池田構成員】 質問よりも、意見になってもよろしいでしょうか。スタックテストについてですが、まず、KDDIからメタルIP電話など、マイグレーションに伴って、その移行先についてしっかりとスタックテストで接続料と利用者料金の関係についてチェックしていくべきだというのは、私も同意します。

それから、ソフトバンクの、レガシーサービスというか、需要がどんどん抜けていくサービスについて、スタックテストのあり方をどう考えるかというところが今、議論になっているかと思えます。それについて、NTT東日本・西日本と見解が分かれているように感じましたが、私の意見としては、まだかなりユーザーが、2,000万ユーザーぐらいまだ残っているということもありますので、指定対象から外すというのはやり過ぎであるように思います。なぜスタックテストを行うかという、競争環境が確保されているかとい

うところの検証だと思しますので、少なくともライバルが残っている限りにおいては、検証は必要かなと思っています。

他方で、20%の基準が満たさなかったからといって、直ちにそれが何か問題かということにはつながらないのではないかと考えておりました、独占禁止法、競争法の考え方も、マージンスクイズというのは問題になっておりました、そこでも、確かにライバルの事業活動が困難になるかどうかというのを、第一次テストとして20%の基準があつて、そこでチェックして、そこで仮に満たさないとしても、本当に残された事業者の事業活動が困難になっているかというのを実態に即して見ていけば、例えば法人ユーザーが多いとか、そういった実態を見ていけば、排除には当たらない、競争者の事業活動が困難になることはないということで、問題ないということはいえるのではないかと思います。

スタックテストを満たさない場合の解決策として、ソフトバンクから、報酬額を減らすべきではないかというご提案がございましたが、これはちょっとやり過ぎといいますが、まさに、こういう問題というのはリスクを負って投資をした人に対する投資インセンティブの配慮と、貸し出すことによって競争が活発になるなどの、公正な競争環境をつくるということとのバランスを踏まえて、この報酬額というのはルールが定められていると思いますので、報酬額の算定の仕方が果たしてこれで正しいのかというのを検討していくというのはあり得るかもしれませんが、上限だからということで、じゃあ減らせみたいなのはちょっとやり過ぎだと思います。

あと、スタックテストの意味づけ、位置づけについて、本日いただいた事務局の資料1-2のところ、例えば最後の56ページとかでは、スタックテストの位置づけというのは、公正競争の実効性の確保の観点からスタックテストを行うのだという整理になっていて、私もこの整理が正しいと思います。

これまでのスタックテストのガイドラインで、接続料水準の妥当性を確認するためということが、スタックテストの意義ということになっていたかと思いますが、接続料も認可で、コストをきっちり積み上げて検証されて認可しているので、さらにスタックテストを行う意味というのが、接続料水準の正当性を確認するためでは、ちょっと説明がつかないというか、理解しにくいと思いますので、今回、事務局の資料で整理されているような位置づけに整理し直したらどうかと思います。

その参考として、独占禁止法でもマージンスクイズというか、逆ざやとなったり、あるいは営業費、経済的合理性がある事業活動によっても対抗できないほど近接した価格を

設定する行為ということで、公正取引委員会の排除型私的独占ガイドラインにも載っており、あるいは公正取引委員会の競争政策研究センターというところでマージンスクイーズの報告書が出ていますので、競争法の考え方も取り入れて、もうちょっと実質化したらいいのではないかと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。大変参考になりました。

その他にございますでしょうか。

【相田座長代理】 もう感想という程度なのですが、先ほどからありましたように、電気通信の分野では20年以上にわたって延々とやってきて、その競争環境整備ということで、先を進んでいるつもりでずっと来たわけですが、昨今の電力自由化から、今度4月からはガスも自由化されるという、そういう世の中で、今、20年間やってきたこの電気通信の競争環境整備というのが、本当にそういう、横にある電気・ガスと比べて、逆に遅れるようなことになっていないかというようなことは、真摯に、素朴な目で見てみる必要があるのではないかと感じています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは関口構成員。

【関口構成員】 NTT東西の資料の20ページと24ページのところで、既にKDDIが2014年にドライカップは撤退すると表明されて、昨年2016年6月に完全撤退をされたということですが、20ページの資料、この5年間のブランクはソフトバンクがお出しいただけるのでしょうかということと、それから、今後のマイグレを想定して、御社の今後の事業展開のあり方を含めて、撤退の可能性はおありになるのか、ぜひお聞かせいただけると幸いです。

【ソフトバンク】 この5年間の実績の資料につきましては、経営情報にも当たりますので、こちらはなかなか、お出しするのは難しいかなと思っております。

それから、今後のメタルを使ったサービスをどうするかというところですが、そもそも、マイグレでも議論されましたが、メタルの今後の、将来どう使っていくかというところが、まだきちんと議論されていないといえますか、2025年以降も設備的には残るところで、弊社としては、それがリーズナブルな料金で、設備として、リソースとして実際にあるものであれば、できればずっと使い続けていきたいと考えております。

その辺の予見性ですとか、あとは代替のサービスですね。弊社に関しましては、光、特

にOAB-Jの加入電話の移行先である光ですとか無線といったところが、料金面や品質面で問題がある、課題があると考えておりました、なかなかそこを積極的に、要望されるお客様自身も積極的に要望されていないという認識を持っていますので、そのあたりの、将来どうするのかというところをきちんと業界として議論していくことが必要ではないかと考えております。

【関口構成員】 ありがとうございます。この5年間は経営情報だとおっしゃるのですが、2013年3月期の決算説明会資料まではお出しただいて、それ以降は出せなかった理由だけ教えてください。

【ソフトバンク】 すみません、ちょっとそちらについては経営企画の方の。今日は担当がいまないので、今すぐには回答できません。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 それでは、意見がいろいろと異なりますので、この1回15分程度の質疑応答では全部カバーできませんが、一旦本日のヒアリングの質問はこれで終わりとさせていただきます。

それでは次に、資料1-8、今後の進め方(案)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課補佐】 資料1-8、今後の進め方(案)についてご説明いたします。

これから、4月から5月にかけて、今回のようなヒアリングを3回ほど開催させていただきたいと思っています。その後、論点整理、取りまとめ案、その後パブコメを経て、夏ごろを目途に取りまとめという形で進めていきたいと思っています。

今後の議論の動向によりまして、必要に応じて開催回数、期間等は調整していきたいと思っています。

以上です。

【辻座長】 それでは、非常にタイトではありますが、よろしく願いいたします。

時間的な制約がありましたので、本日のヒアリングの中で、もしご質問やご意見ができなかった場合には、本日から1週間後の4月3日までに、文書またはメールにて事務局まで追加質問をお寄せいただけましたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では最後に、事務局から次回の日程について説明をお願いしたいと思います。

【柳迫料金サービス課補佐】 本日はありがとうございました。次回第2回は4月中の開催を予定しております。詳細につきましては、構成員等の皆様には事務局より別途メール等でご連絡差し上げます。また、総務省ホームページにも開催案内を掲載したいと思えます。

【辻座長】 ありがとうございました。

少し時間が超過いたしました。これをもちまして、第1回の会合を終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

以上